

神奈川県議会委員会条例（改正素案） 新旧対照表

新	旧
<p>(招集)</p> <p>第11条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長とともに互選する委員会は、議長が招集する。</p> <p>2 委員定数の4分の1以上の者から委員会の招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>(出席の特例)</p> <p><u>第11条の2 委員長は、委員について、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>(委員会開催の連絡)</p> <p>第12条 委員長は、委員会を開こうとするときは、あらかじめ議長に連絡しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第11条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長とともに互選する委員会は、議長が招集する。</p> <p>2 委員定数の4分の1以上の者から委員会の招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>(委員会開催の連絡)</p> <p>第12条 委員長は、委員会を開こうとするときは、あらかじめ議長に連絡しなければならない。</p>